

第 19 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 3 月 2 (火曜) 午後 3 時 2 0 分 開会		
	休憩 15:24-15:26, 15:31-15:35, 15:54-15:55, 15:58-15:59, 16:00-16:01, 16:14-16:15		
	午後 4 時 1 6 分 閉会		
	休憩時間： 0 時間 1 0 分	会議時間： 0 時間 4 6 分	
会議場所	役場 3 階 委員会室		
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治	
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一	
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄	
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊
説明員	保健福祉課長	大野 邦彦	
	保健推進係長	吉川 泰子	
	学校教育課長	有澤 勝昭	
	学校教育係長	橋本 岳	
参考人			
欠席委員 氏 名			
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	主査 上田 瑞紀	
『会議に付した事件と会議結果など』			
<p>1 開 会</p> <p>委員長が開会を告げる。</p> <p>委員長：本日の本会議において「議案第 1 3 2 号 予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例制定の件」が付託された。本日委員会の日程を変更し、先に審査を行ってよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>委員長：先に審査を行うことに決定する。</p> <p>事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p>			
<p>2 議 件</p> <p>(1) 審査事項</p> <p>ア 議案第 1 3 2 号 予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例制定の件</p> <p>委員長：どのような方法で審査すべきか。</p> <p>渡辺委員：担当課から説明いただき審査を進めてはどうか。</p> <p>委員長：担当課から説明いただき審査を進め、討論を経て採決することをお諮りする。</p>			

(異議なし)

委員長：決定とする。

委員長：担当課から説明願う。

保健福祉課長：第1条には目的、第2条は報酬の額について、第3条は費用弁償の額、第4条は支払方法を定め、附則としてこの条例の施行日は公布の日とする。

委員長：質疑を行う。

常通委員：新しく委員会を立ち上げるということか。

保健福祉課長：調査委員会は、予防接種法の規定に基づき実施された予防接種により健康被害を受けた際に、適切な処置を図ることを目的に設置される。芽室町予防接種健康被害調査委員会運営要綱を定め平成24年4月に設置された。今まで健康被害の訴えがなく委員会の開催はなかった。今般、コロナワクチン予防接種が予定されており、費用弁償の条例を制定する必要があることから議会提案に至った。

常通委員：委員の人数や役職等の詳細は。要綱を確認できるものはあるか。

委員長：資料の追加を求める。

保健福祉課長：芽室町予防接種健康被害調査委員会運営要綱について説明する。第1条(目的)は、予防接種法や関係法令に基づいた予防接種において、町民が健康被害を受けたときの対応、第2条(調査)は、疾病の状況等に関することなど4項目を調査委員会が調査することになっている。第3条(委員)は、医師、十勝総合振興局保健環境部長としており、現在は十勝医師会の推薦する医師が1名、北海道知事が推薦する医師が2名、振興局保健環境部長1名の合計4名となっている。任期は2年。調査委員会設置から9年経つが委員会の開催は1度もない状況である。

委員長：運営要綱についての質疑を行う。

常通委員：任期2年とは、委員会が開催された日からとなるのか。

保健福祉課長：現在の委員は平成31年4月1日付けで任命されており、令和3年3月31日までの任期となっている。

梶澤委員：他自治体の条例等では、委員の人数が規定されている。芽室町では4名とのことだが、状況により増減はあるのか。

保健福祉課長：当面4人体制と考えている。

梶澤委員：要綱で4名と規定してもいいのでは。全国的には規則や条例で定めている自治外が多いが、芽室町が要綱である理由は。

保健福祉課長：条例制定も視野に入れていたが、法制執務担当者に確認したところ、調査委員会は、医学的な見地からの専門的な検証を行うものであり、地方自治法でいう町の附属機関に該当しない、町の政策に直接的に関与する機関ではないという判断であったため、費用弁償に限定して、地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき条例提案した。

梶澤委員：設置は要綱、報酬は条例とわかりにくい。ひとつの条例で規定した方が取り組みやすいと思うが、今後は検討していく考えはあるか。

保健福祉課長：まず背景として、コロナワクチン予防接種がほぼ全町民を対象に実施されるということもあり、今までの予防接種の範囲が大きくなる。実際の健康被害がどのくらい挙げられるかは未知数であるが、全国的に重点を置いて進めなくては

ならない。健康被害を救済する枠組みを町として用意する必要があり、条例制定を第一義的に考えている。町には各種委員の費用弁償に関する条例があるが、委員会の設置根拠と費用弁償の関係については全庁的な検証が必要と感じる。

委員長：報酬条例に関する質疑を受ける。

梶澤委員：委員報酬日額1万2千円の根拠は。

保健福祉課長：西十勝介護認定審査会や障害支援区分認定審査会では、医師が委員長を務める場合の報酬が1万2千円であるため参考とした。

広瀬委員：今後、コロナウイルスだけではなく感染症に対して、公的な機関として位置づけるのであれば、ひとつの条例に設置から報酬まで規定している方が住民はわかりやすい。町の委員会、審議会等の均衡もあるという答弁であったが、担当課として可能か伺う。

保健福祉課長：調査委員会の1番の目的は健康被害調査であり、要綱の制定で足りるという判断で条例には至らなかったが、条例制定は議会や町民に対してアピールすることにもなり、コロナに対応していくことを町として全面的に打ち出していく必要もあると感じている。今回は費用弁償に限っての条例提案であるが、今日いただいた意見を踏まえ検討していくことも肝要と考える。

渡辺委員：要綱では町長が調査を依頼するとしているが、実際の委員会開催までの流れはどのようになるのか。

保健福祉課長：健康被害を感じたら、まず町に申請していただく。町は調査委員会を開催しその結果は都道府県を介し厚生労働省に進達され、疾病・障害認定審査会において判断が下される。町だけでは完結しない。

渡辺委員：委員会の委員長は誰が担うのか。

保健福祉課長：要綱に委員長の選任規定がないため定かではないが、プロセスは構築しなければならないと考える。

渡辺委員：要綱に選任規定がないと委員会として成立しないのでは。これを機に条例と併せ要綱を整理しては。

保健福祉課長：開催実績がなく構築が緩かった。体制を検証していきたい。

広瀬委員：報酬についての条例に異論はない。これまでの予防接種とは違うことを町としても認識する必要がある。予防接種法に基づき実施された予防接種の健康被害だけでなく、さまざまな予防接種関連の条例や要綱も精査する必要性があると考えが。

保健福祉課長：今回の条例制定については、調査委員会の開催を前提にしており、1番重要視しているのは、ワクチン接種をどう進めるかということよりも、そこで起きる健康被害を救済制度につなげるということで、3月議会の制定を目指した。町民はワクチン接種に関して非常に高い関心を持っている。自治体としてはスムーズに接種を進めることが重要であるため、効率的かつ迅速な対応する必要があると考えている。

委員長：質疑を終了する。論点整理をしていきたい。

広瀬委員：優先的に医療関係者から予防接種が始まり、急を要することからも報酬を支払う条例について異論はない。担当課からも予防接種に関しての設置条例の検討

を今後していくという答弁をいただいた。

委員長：次回委員会で討論採決としたいがよろしいか。

(異議なし)

委員長：以上で審査事項「ア 議案第132号 予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例制定の件」を終了する。

(2) 調査事項

ア スクールバス登校時の横転事故について

委員長：担当課から説明の前に、資料の取扱いについて事務局から説明いただく。

事務局長：資料1について、一部個人情報等を含むページは公表しない取扱いとする。

委員長：担当課から説明を願う。

学校教育課長：前回委員会で警察等への確認をすべきとの意見により、帯広警察署に確認したが、個人情報により情報提供いただけなかった。また、事故を起こしたバス運行会社であっても教えることはできないとのことであった。2月18日、運転手が帯広警察署の呼び出しにより事故当日の実況見分で述べた内容は、資料1に添付の顛末書、これは事故発生の翌々日に提出されたものだが、その内容と相違ないことを委託会社から確認を受けた。教育委員会は、この顛末書にある事故内容、「降雪のため視界不良になり路肩を見誤り進行方向右側の側溝に転落」と、事故の原因「降雪のため、路肩を確認できない状況の中運行継続した」、これを受け当委員会でこれまで説明してきた。今回のスクールバス横転事故については、この顛末書を一つの原因として今後対応していきたい。

今後の安全対策について、スノーポールの設置に係る調査等遅れていたが、直ちにバス会社から報告をいただき、建設都市整備課とも道路状況を確認し対応を進めていく。

委員長：質疑を行う。

広瀬委員：農業地帯の道路であるので、道路との境界がわからない。あのような天候でバスを走らせると同様の事故が起こりうる。本日は学校が休校になったが、前回の事故があつて対応されたことなのか。

学校教育課長：大雪警報や注意報が発令された際に、建設都市整備課と連携を密にし、除排雪状況等、委託会社に情報提供したり、休校にしたりする。本日の降雪に関しては、昨日から注意報が出ており、その時点で各学校には休校になる可能性があるという一報を入れる。休校等の判断は朝5時までに協議をして決定するという今までの流れがあり、本日はそのルールに則りいち早く対応できた。前回の事故の際は警報・注意報が出ておらず、朝、既にああいった降雪で対応できなかったという反省を真摯に受け、今後は注意報・警報にとらわれず、降雪がある場合には注意をもって対応したいと考えている。

寺町委員：スノーポールを立てたと建設都市整備課から連絡があり、実際に見に行つたが、バスが落ちたところに7、8本しか立っておらず反対車線には何もない。不十分だと思うが。

委員長：設置されたスノーポールの安全基準が十分であるか、建設都市整備課と共有

したかという質問でよろしいか。

寺町委員：両側に立てるべきではないかということ。

学校教育課長：片側に立てたスノーポールの間隔は80メートルで、道路管理者上適格だと聞いている。反対側にも数本立っていたと記憶している。このスノーポールは棒状であるが、建設都市整備課からは、農作業に支障の出ないようなL字状のスノーポールを今後長期的に考えながら立てていきたいという考えも伺っている。今回に関しては、棒状のスノーポールで対応している。

梶澤委員：「今後の安全対策について」、事故が起きた学校だけでなくすべての学校においても同様の対応を行うべきと考えるが。

学校教育課長：事故が起きた路線以外の学校とバス委託会社にお集まりいただき、共通理解を図った。

委員長：以上で調査事項「ア スクールバス登校時の横転事故について」を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

3月9日（火曜）予算決算特別委員会終了後とする。

(2) その他

委員長：ほかに意見は。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	1名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年3月2日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂